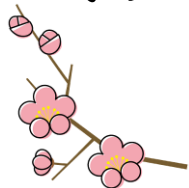


気づいて 学んで つなごう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第12号

2015年3月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649
ホームページURLはこちら cnw.wakayama.jp

第2回公開学習会を開催しました！！

テーマ『消費者裁判手続特例法について』

2015年1月31日(土)ビッグ愛12Fにて
NPO法人消費者サポートネット和歌山と共催で
第2回公開学習会が開催されました。(参加100名)

寸劇 ちゃうかちやわん(大阪大学演劇部の学生さん)
寸劇解説 岡 正人氏(弁護士)
制度説明 上村 英之氏(和歌山県消費生活センター所長)



ちゃうかちやわん

大阪大学演劇部“ちゃうかちやわん”5人のメンバーが、
「消費者裁判手続特例法」について
“わかやまラーメン”をテーマにした掛け合い漫才と
“専門学校^の学納金問題”をテーマにしたコントを演じ！
新制度についてイメージをつかんでもらいました。

参加された方の感想

- ・「ちゃうかちやわん」さんの寸劇とコント大変分かり易く、楽しく見せてもらいました。又、岡先生、上村所長の説明により、消費者裁判手続特例法について学ばせてもらいました。ありがとうございます。
- ・非常に的を得たすばらしい寸劇でした。法の問題もよくわかりました。消費者にとって、有効な術となる法であることは確かです。



岡 正人 弁護士



上村 英之 所長

活動報告

H26年度地方消費者グループフォーラム参加報告

消費者庁の呼びかけにより、「地方消費者グループフォーラム」開催5年目となる今年度は、消費者教育の展開や高齢者等の見守り活動など、地域における課題解決に向けて、消費者団体・地方公共団体に限らず、多様な分野で活動する主体が、「消費者」の観点から情報を交換し、自らの取組みの位置付けの理解を進めながら、相互の連携・協働の促進のきっかけとなるよう開催されました。消費者ネットワークわかやまも実行委員会に加入し、当日は壁新聞交流会に活動報告の展示を行い、他団体との交流を図りました。

日 時：2015年2月4日（水）

11：00～16：30 壁新聞交流会

13：00～16：30 全体会・分科会

場 所：ピアザ淡海

テーマ：『広げよう連携の輪

～消費者の安全・安心を地域から～』

参加人数：199名

参加団体：約65団体

主 催：消費者庁

地方消費者グループフォーラム実行委員会

*詳しくは、消費者ネットワークわかやまホームページまで



全大会の様様



壁新聞交流会の様様

～和歌山県消費生活センター 紀南支所長に聞きました～

和歌山県消費生活センター紀南支所の相談状況

和歌山県消費生活センター 紀南支所

支所長 松浦 幹 氏

平成26年度（4～12月）の県消費生活センター紀南支所に寄せられた相談件数は7月、8月は前年度より若干減少しましたが、トータルでは1.12倍（昨年度比）に増加しております。

苦情相談の内容別でみると、相変わらずアダルト、出会い系等の悪質サイトからの不当請求や身に覚えのない架空請求メールなどの「ウェブサイト関連」の相談が多数を占めておりますが、最近、特に増えているのは遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブルに関する相談です。この相談は全国的には平成24年度から見られましたが、まだそれほど多くはありませんでした。しかし、平成25年度に急増し、今年度は更に多くの相談が寄せられています。紀南支所でも平成25年度に十数件の相談があり、今年度は4月から12月までに70件近くの相談が寄せられており、10月から12月の3か月間は特に多く40件近くの相談がありました。「大手電話会社の関連事業者と思い、プロバイダ契約の内容変更の手続きを遠隔操作でもらったが、無関係の事業者で、プロバイダ自体が変更されているとわかった。解約を申し出たら、違約金を請求された」「電話勧誘で考える間もなく、プロバイダ変更の契約をしてしまい、遠隔操作で作業を行った。不安になったので、解約したい」といった相談が多数寄せられております。

平成27年の通常国会で電気通信事業法が改正され、通信サービスの契約にもクーリングオフの導入が見込まれています。それまでは駆け込み勧誘が続くのではないかと懸念されますので注意が必要です。

★★★ KC's の差止活動報告 ★★★

適格消費者団体 認定NPO法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる団体。全国で12団体が認定。)

◎美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールの契約書の条項について差止請求訴訟を行っていましたが、同社が講座の販売を中止すると連絡してきたため、訴えを取下げました。

2015年1月30日大阪地方裁判所において(株)講談社フェーマススクールの契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。

この条項にそって計算すると、契約後最初の1ヶ月未満の時期に中途退学手続きを取った場合であっても、総学費1,639,400円のうち671,650円(41.0%)が返還されないというものです。

同社は、裁判において「2014年10月に講座の販売を中止し、新規募集は行わず、現在の受講生が終了後解散する予定である」と明言したことから、KC'sは、今後、契約条項が使用されるおそれがないと判断し、訴えを取下げました。

5月は消費者月間です。

平成27年度消費者月間では、「みんなでつくろう！消費者が主役の社会！！」を統一テーマとし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する講演会など啓発・教育事業を行います。

県では、消費者月間事業の一環として、下記のとおり講演会を開催します。私たちの暮らしに影響を与えるこれからの経済について、テレビでもおなじみの高岡達之さんに、分かりやすく解説していただきます。

消費者月間・金融経済講演会

ニュースの裏側から“キーワード”で読むこれからの経済



- 【日 時】** 平成27年5月30日(土)
13:30~15:00
- 【場 所】** 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階 大ホール
和歌山市手平2丁目1-2
- 【講 師】** 読売テレビ報道局解説委員
高岡 達之氏
- 【定 員】** 先着250名(事前申込要)
※「参加証」を郵送します。
- 【申込受付】** 平成27年4月1日から申込受付開始
なお定員になり次第、申込受付を締め切らせていただきます。
- 【申込方法】** ①郵便番号・住所 ②氏名 ③電話番号
④参加人数 を記載して、ハガキまたはFAXで
お申込みください。

入場無料

*手話通訳あります

*【お申込み・お問い合わせ先】和歌山県金融広報委員会(県消費生活センター内)
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま

入場無料
申込不要

第5回総会・記念企画のお知らせ!

と き: 2015年4月25日(土) 13:00~15:30

ところ: 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4Fホール

第1部: 13:00~ 第5回総会

第2部: 14:00~15:30

記念講演: 『笑って学ぶ消費者トラブル対処法』

桂 こけ枝 (落語家/劇団786 桂 こけ枝一座座長)



~プロフィール~

1966年9月8日 香川県高瀬町生まれ

1990年 関西学院大学法学部中退後、

五代目桂文枝(当時三代目桂小文枝)に入門

香川大学教養特別講義講師・瀬戸内総合学院臨時講師など。

FM高松放送「笑ってうたってしあわせ家族」にレギュラー

出演。その他大阪・香川で4箇所落語会を、また落語とオペ

ラを融合させた「らくごべら」を毎年開催。一方、劇団786

(ナナハチロク)・桂こけ枝一座の座長を務め、芝居の

分野にも芸域を広めている。

多発する消費者トラブル。悪質商法・振り込め詐欺・ヤミ金融など、多くの方々が被害に遭っています。

そんな悪質商法などに騙されない、賢い消費者になるためにどうすればいいのか? 落語家さんのお話ですので、笑いに包まれながら楽しく学びましょう!

(お問い合わせ)

消費者ネットワークわかやま 事務局 向
和歌山市太田3丁目10-10 わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124
FAX 073-474-8649

